

**桶川市第三次
DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画
(案)**

桶 川 市

I 計画の策定にあたって

- 1 計画の趣旨．．．．． 1
- 2 計画の位置づけと性格．．．．． 1
- 3 計画の期間．．．．． 2
- 4 桶川市のこれまでの取組と現状．．．．． 2

II 計画の基本的な考え方

- 1 計画の将来像．．．．． 6
- 2 対象とする暴力．．．．． 6
- 3 施策推進の視点．．．．． 7

III 計画の内容

- 1 計画の内容《施策の体系図》．．．．． 8
- 2 基本目標
 - 1 DVを許さない啓発の充実．．．．． 9
 - 2 相談体制の強化．．．．． 11
 - 3 被害者への支援の充実．．．．． 13
 - 4 子どもへの支援の充実．．．．． 15
 - 5 関係機関との連携強化．．．．． 17

I 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内で行われることが多いことから、潜在化しやすく、加害者は罪の意識が薄いという傾向もあることから、周囲が気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

DVの被害者は女性であることが多く、その背景には、男女の固定的性別役割分担意識、経済力の格差、女性の人権の軽視など、社会的、構造的な問題があり、男女共同参画社会を推進するうえでも大きな課題となっています。

そのような中で、平成13年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV防止法」という。）が施行され、DVを防止するとともに、被害者の自立の支援や適切な保護を図ることを、国及び地方公共団体の責務としました。

その後もDV防止法は、被害者や加害者の対象が拡大するなど、法改正が行われ、令和元年6月には児童虐待防止対策とDV被害者の保護対策の強化を図るため、被害者を保護するために相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記されるなどの法改正が行われました。

本市では、平成24年3月に「桶川市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を策定し、DVを防止するための啓発活動及び被害者への支援に積極的に取り組んでまいりました。

本計画は、平成29年に策定した「第二次桶川市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」の計画期間が令和4年3月に満了することに伴い、社会情勢の変化、現計画の進捗状況や課題を検証し、今後も引き続きDV対策の更なる充実・推進を図るために策定します。

2 計画の位置づけと性格

- (1) DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく基本計画です。
- (2) DV防止法第2条の2第1項の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ法第2条の3第1項の埼玉県の「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を勘案した計画です。
- (3) 「桶川市第四次男女共同参画基本計画」の基本目標3「一人ひとりの人権が尊重された社会づくり」の施策の柱1「あらゆる暴力の根絶に向けた啓発活動の推進」に関する具体的な実行計画です。
- (4) 本計画は、平成29年度に実施した「桶川市男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や「桶川市男女共同参画審議会」の意見を尊重した上、パブリックコメントを実施し、策定します。

3 計画の期間

- (1) 本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。
- (2) 計画期間中であっても、DV防止法や基本方針の見直しが行われた場合など、本計画を取り巻く状況が大幅に変化した際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 桶川市のこれまでの取組と現状

本市では、平成14年4月に「桶川市男女共同参画推進条例」を施行し、平成16年3月に定めた「桶川市男女共同参画基本計画」に基づき、DV防止に関する啓発や被害者支援について、様々な取り組みを行ってきました。

平成19年7月のDV防止法の改正により、市町村に基本計画の策定が努力目標とされたことから、平成24年3月に「桶川市DV（配偶者等からの暴力）対策基本計画」を定め、DVをなくすための啓発活動及び被害者の保護並びに自立支援を行ってきました。

令和元年6月のDV防止法の改正により、児童虐待に関わる関係機関との連携がますます重要となったことから、令和元年から児童虐待担当課と共に児童虐待やDVを許さない意識づくりを行ってきました。

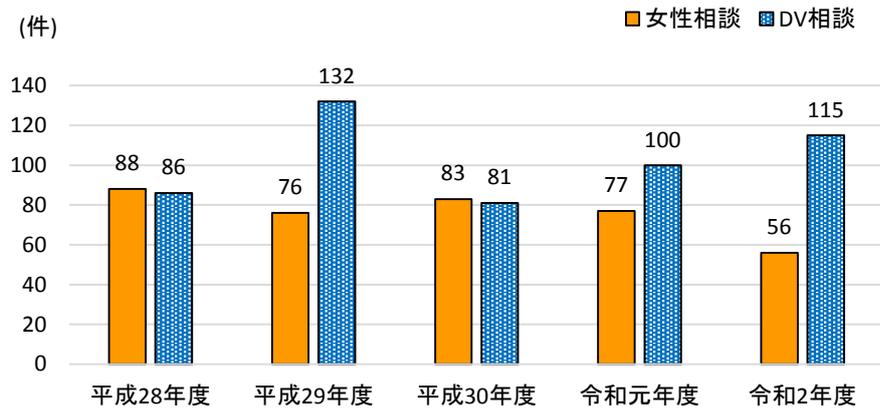
新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う緊急事態宣言等の影響を契機に、女性相談の相談方法を見直しを行い、オンライン相談や電話相談など多様なニーズに対応できる環境を整えてきました。

これまでの取り組みにより、DVという言葉は市民に認知されてきましたが、より正しく理解し、DVが人権侵害であるという認識がさらに浸透するよう新たな啓発の手法を取り入れながら、DVを許さない施策を進めていく必要があります。

さらに、相談窓口を知らない、また相談できなかつたとした人が多い状況や、新型コロナウイルス感染拡大による新たな生活様式の影響により、DVが潜在化し、深刻な被害を及ぼしている可能性があります。DVを早期に発見し、相談・支援につなげることが大変重要となります。

今後も市は、身近な窓口として、安心して相談できる環境づくりに努めるとともに、被害者の自立に向けた支援の充実を図り、啓発などによるDVの防止から被害者支援まで幅広い施策を積極的に進めていくことが求められています。

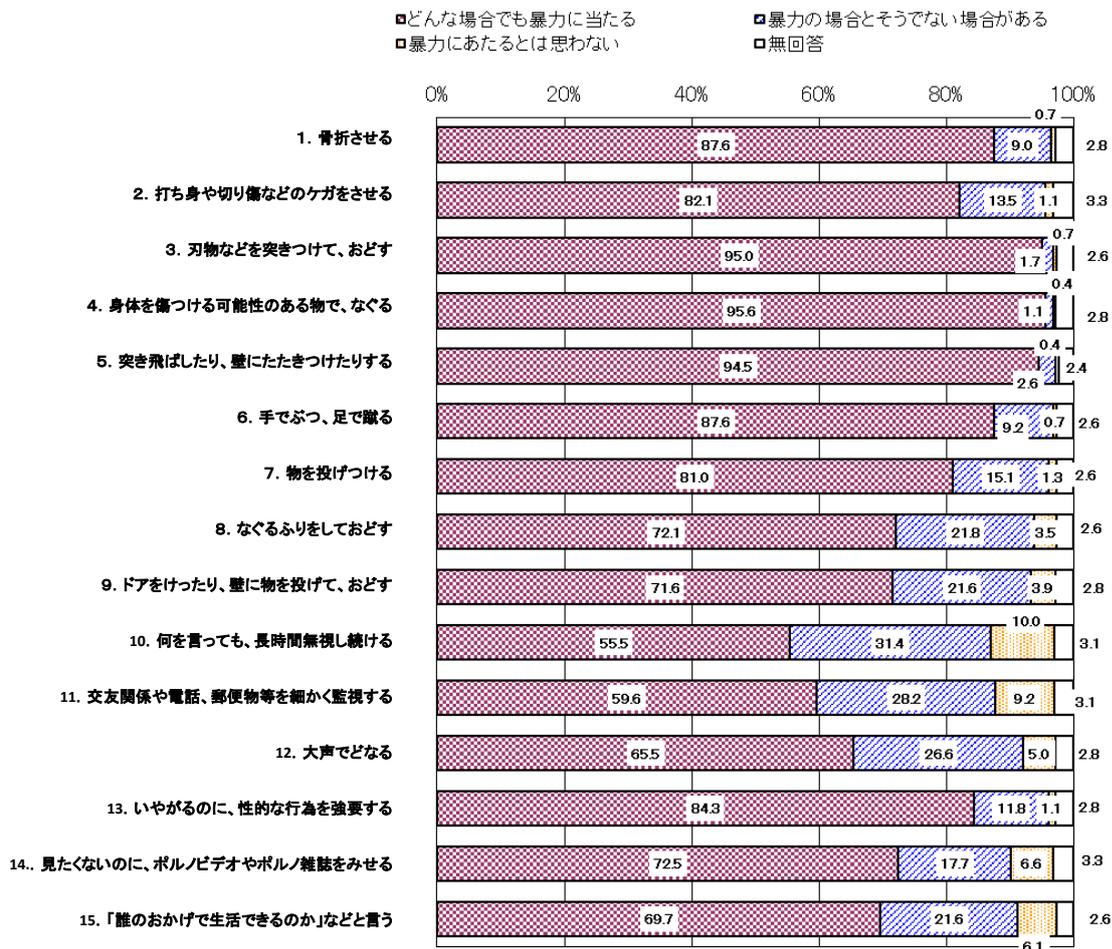
女性相談とDV相談の件数の推移



女性相談の件数は、平成28年度から令和元年度までは年間80件程度で推移していたが、令和2年度は減少した。DV相談の件数は、平成29年度、令和元年度、2年度は多い状況であった。

n = 458

DVの認知度

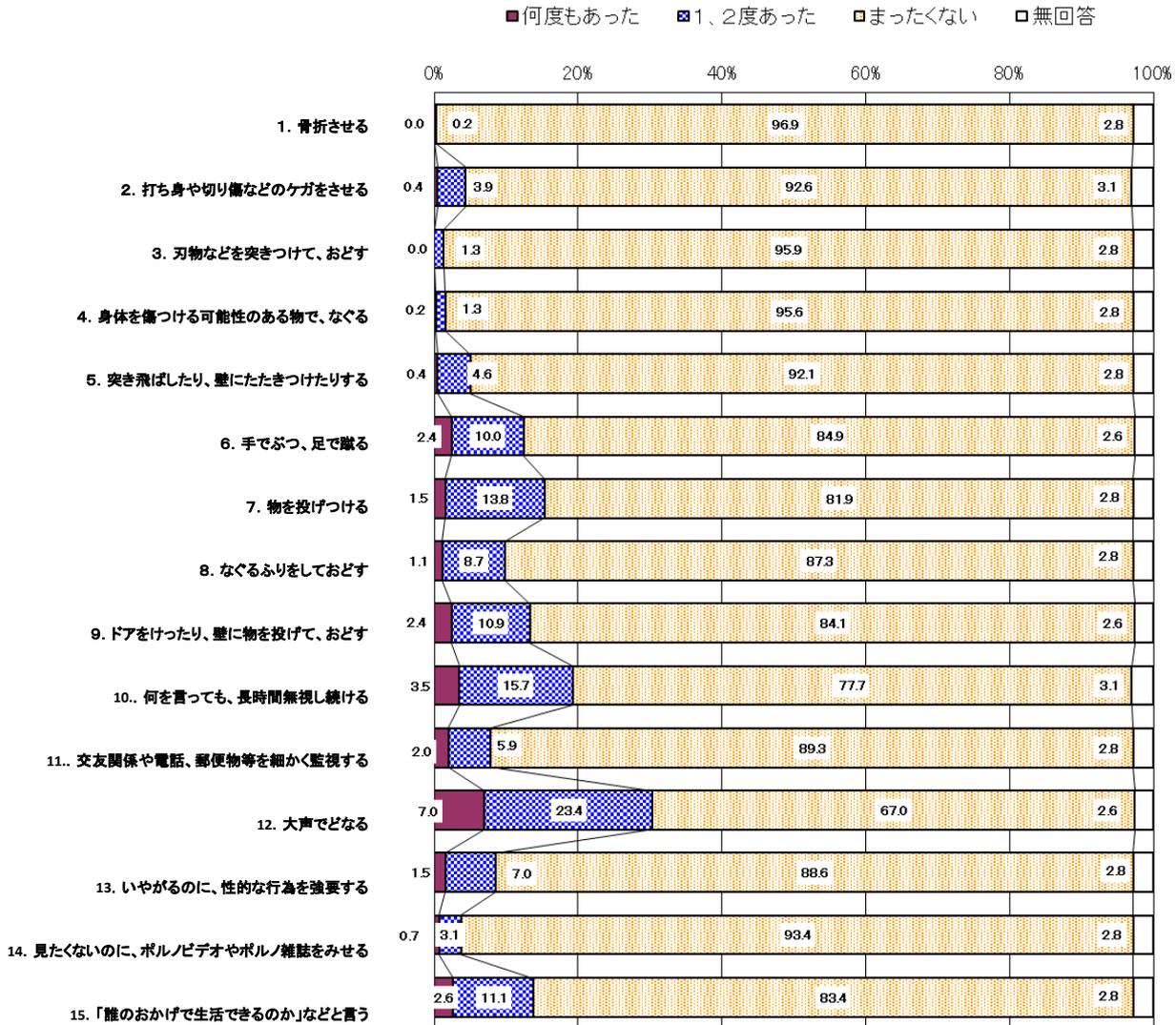


資料：福川市「男女共同参画に関する市民意識調査」から作成（平成30年3月）

「どんな場合でも暴力にあたる」として回答が多いものは、【骨折させる】、【打ち身や切り傷などのケガをさせる】など身体的暴力に対するものとなっている。一方で「暴力にあたるとは思わない」との回答が約1割のものについては、【何を言っても長時間無視し続ける】、【交友関係や電話、郵便物等を細かく監視する】の精神的暴力に対するものとなっている。

n=458

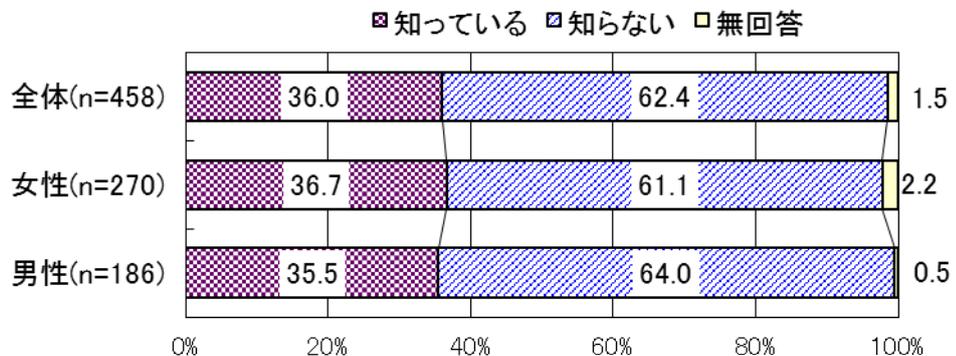
DV被害の経験



資料：福川市「男女共同参画に関する市民意識調査」から作成（平成30年3月）

「何度もあった」、「1、2度あった」で多い回答は、【大声でどなる】次いで【何を言っても、長時間無視し続ける】など精神的な暴力に対するものとなっている。「まったくくない」との回答は、【大声で、どなる】以外は7割以上となっている。

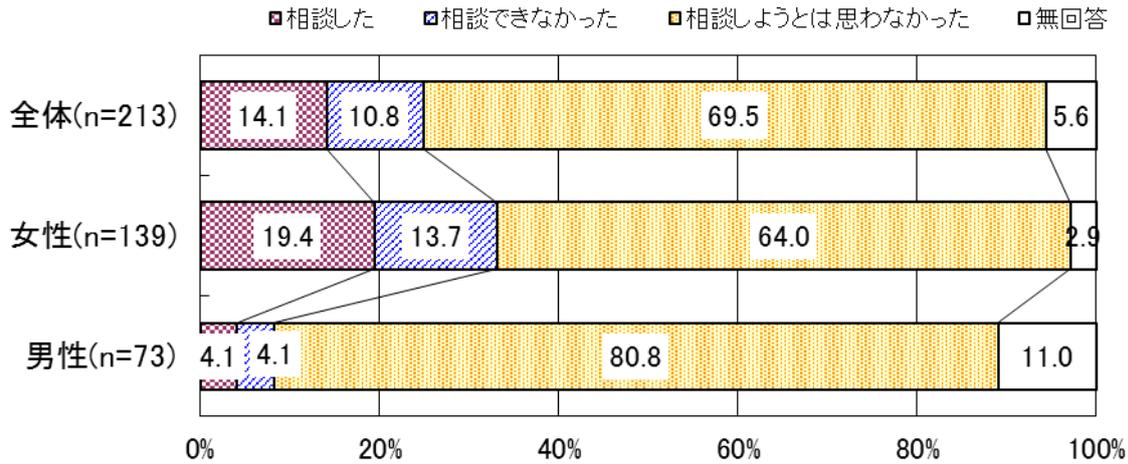
DV相談窓口の認知度



資料：福川市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成30年3月）

全体では、「知らない」が62.4%となっており、「知っている」の36%を上回っている。
男女別では、「知っている」は女性が36.7%、男性が35.5%で、女性が男性を上回っている。

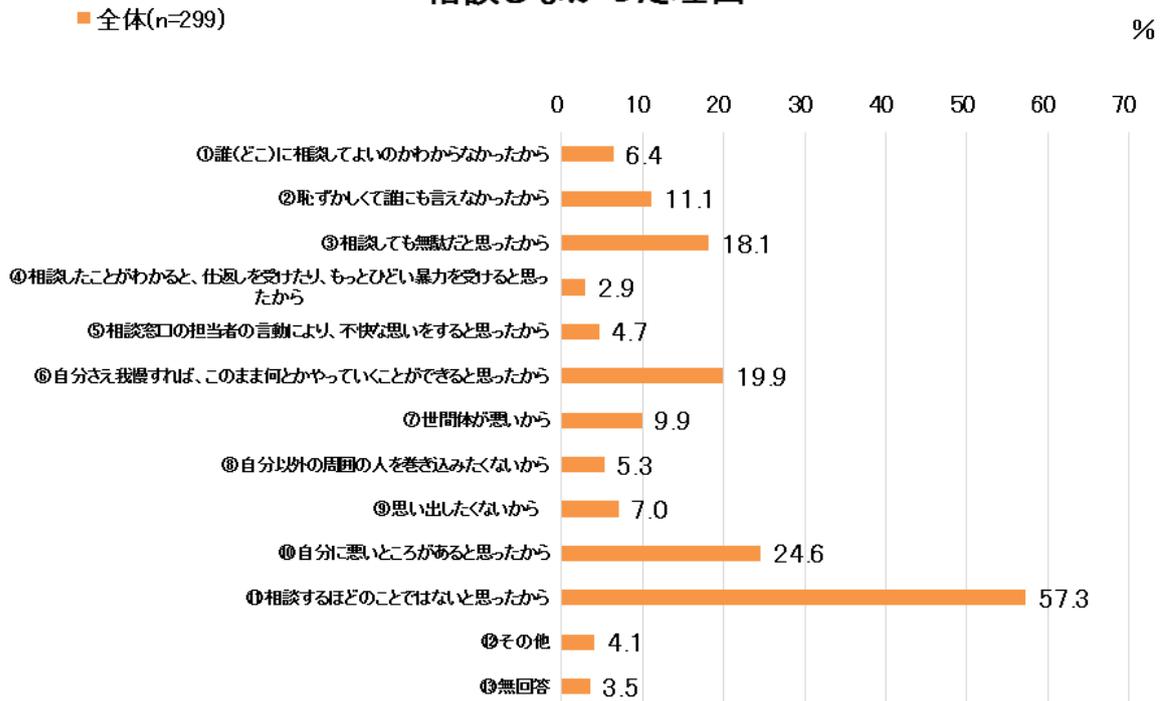
DV被害の相談実績・男女別



資料：福川市「男女共同参画に関する市民意識調査」（平成30年3月）

全体では、「相談しようと思わなかった」が69.5%で約7割と高く、「相談した」は14.1%となっている。男女別では、「相談した」は女性が19.4%、男性が4.1%で女性が男性を上回っている。

相談しなかった理由



資料：福川市「男女共同参画に関する市民意識調査」から作成（平成30年3月）

相談しなかった理由については、【相談するほどのことではないと思ったから】が一番多く、次いで【自分に悪いところがあると思ったから】、【自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから】、【相談しても無駄だと思ったから】となっている。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 計画の将来像

本計画では、DVが身近にある重大な人権侵害であることを市民一人ひとりが認識し、「配偶者等からの暴力を許さない社会の実現」を目指します。

2 対象とする暴力

本計画では、DV防止法で規定する配偶者（事実婚・元配偶者を含む）及び生活の本拠を共にする相手からの暴力を対象とし、さらに交際相手からの暴力についても対象とします。

また、暴力については、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的暴力も含まれます。

（１）身体的暴力

- ・殴る
- ・蹴る
- ・刃物などの凶器を身体につきつける
- ・髪をひっぱる
- ・首をしめる
- ・腕をねじる
- ・引きずり回す
- ・物を投げる
- ・身体を壁に打ちつける など

（２）精神的暴力

- ・大声で怒鳴る
- ・実家や友人とのつきあいを制限する
- ・無視して口をきかない
- ・電話や手紙を細かくチェックする
- ・バカにする
- ・子どもに危害を加えると言っておどす
- ・命令するような口調で言う
- ・大切なものを壊す、捨てる など

（３）性的暴力

- ・性的行為を強要する
- ・見たくないポルノ雑誌などを見せられる
- ・中絶を強要する
- ・避妊に協力しない など

（４）経済的暴力

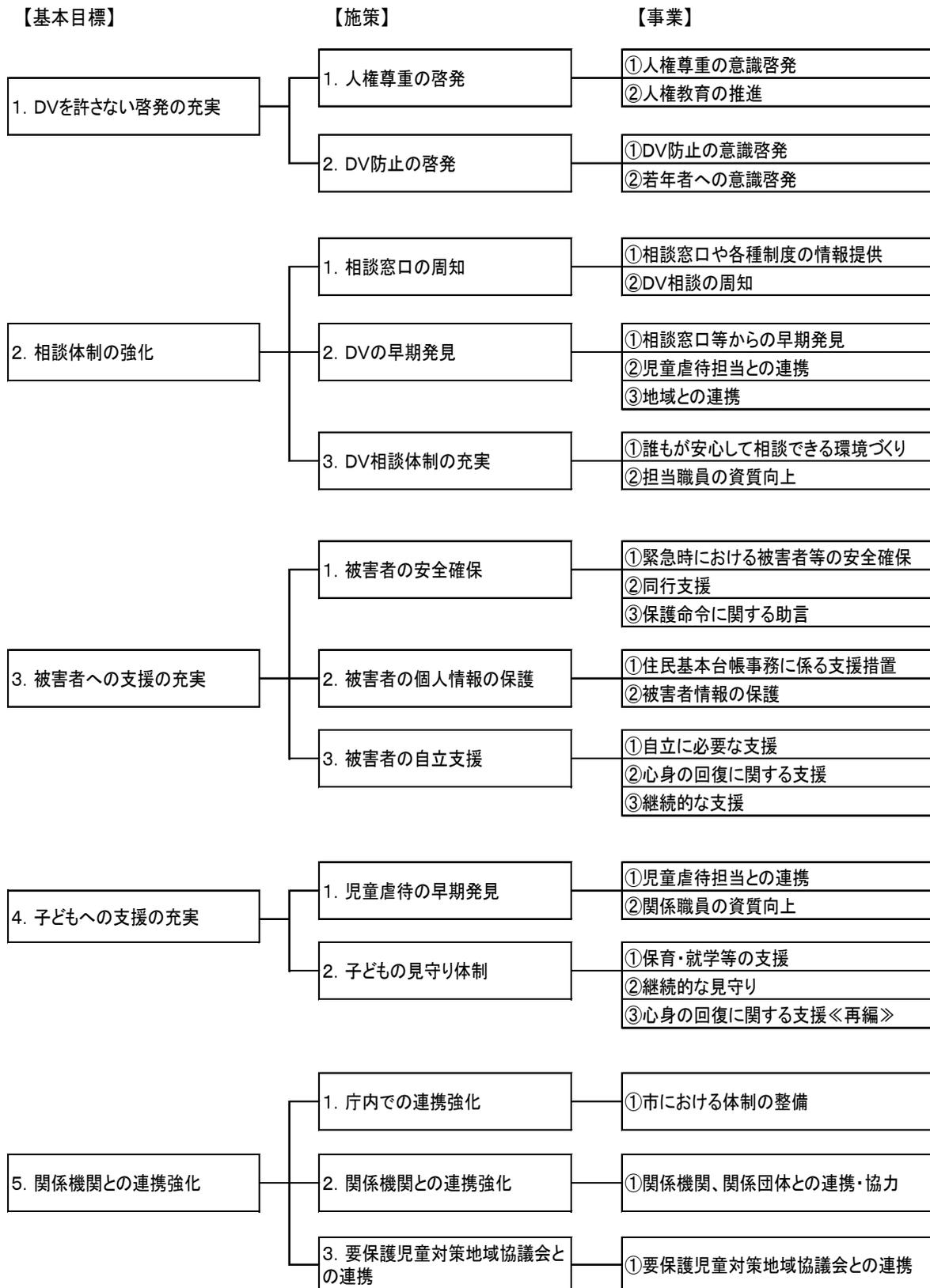
- ・生活費を渡さない
- ・仕事をやめさせる
- ・外で働くことを妨害する
- ・相手名義の借金をする
- ・「誰のおかげで生活できるんだ」「あなたの稼ぎが悪い」と言う など

3 施策推進の視点

- (1) DVはどんな理由があっても正当化できない、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること
- (2) DVを防止し、被害者を支援することは行政の責務であること
- (3) DVと児童虐待は密接に関連しており、関係機関の連携が求められていること
- (4) DVが行われている家庭における子ども、親族も被害者であること
- (5) DV被害者が本来持っている力を信頼し、その回復を支えるとともに自らの意思に基づき安心かつ安全に、平穏な生活を送ることができるよう自立支援すること
- (6) 外国人、高齢者、障害者、セクシュアル・マイノリティ等のDV被害者は、複合的に困難な状況に置かれている場合があるという認識を持つこと
- (7) DV被害者の多くは女性であるが、男性の被害者も存在することから、男性被害者の支援に適切に対応すること
- (8) DV被害者の安全確保を第一に市民、関係機関及び民間団体等と連携し、早期発見、支援に努めること

Ⅲ 計画の内容

1 計画の内容 《施策の体系図》



2 基本目標

基本目標1 DVを許さない啓発の充実

【現状と課題】

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われることが多く、潜在化しやすく、加害者は罪の意識が薄いという傾向があることから、周囲が気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性があります。

DVの被害者は、多くの場合が女性であり、その背景には、男女の固定的性別役割分担意識、経済力の格差、女性の人権の軽視など、社会的に容認しがちな風潮があると考えられます。

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、暴力を許さない社会の構築に向けて人権尊重の意識を高めるために、幼少期から様々な年齢層に対し、人権教育に取り組む必要があります。

また、若年層においては、交際相手からのDV（デートDV）だけではなく、SNSを用いた性暴力の被害など、新たな問題も生じています。

誰もが被害者、加害者、傍観者にならないよう、あらゆる年齢層がDVについて正しく認識し、自らの身近な問題として考える機会となるよう、DVを防止するための環境づくりにつながる取り組みが求められています。

施策1 人権尊重の啓発

事業	事業内容	担当課
①人権尊重の意識啓発	◆人権尊重の視点からDVを許さない、人権意識を高める啓発を行います。	人権・男女共同参画課
②人権教育の推進	◆暴力を伴わない人間関係を構築するために、子どもの発達段階に応じた人権尊重の意識を高める保育や教育を推進します。 ◆男女平等の理念に基づく教育を行います。	人権・男女共同参画課 保育課 学校支援課

施策2 DV防止の啓発

事業	事業内容	担当課
①DV防止の意識啓発	◆あらゆる年齢層がDVやデートDVを正しく理解し、予防や防止につながる啓発を行います。 ◆女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）を積極的にPRし、啓発を行います。 ◆児童虐待担当と連携し、DVと虐待の防止やDVが子どもに及ぼす影響（面前DV）について周知し、防止に努めます。	人権・男女共同参画課 子ども未来課

	<ul style="list-style-type: none"> ◆県等が主催するDVに関する研修会等について、市民に情報提供を行います。 ◆性暴力、ストーカーなど女性に対するあらゆる暴力を防止するため、啓発や相談窓口の周知を行います。 	
②若年層への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆デートDVの予防のため、学校等関係機関と連携を図り、若年層を対象にしたデートDVのリーフレット等を配布し、知識啓発に努めます。 ◆若年層に情報が届きやすくするために、新たにSNS等を用いた意識啓発を行います。 ◆新成人に対し、デートDVを防止する啓発を行います。 	<p>人権・男女共同 参画課 学校支援課</p>

基本目標 2 相談体制の強化

【現状・課題】

本市では、様々な相談事業を実施していますが、自身の悩みをどこに相談すればよいかわからないことで、必要な支援を受けられていないことがあります。

中でもDV被害者は、自身がDV被害者であることに気づいていないこともあり、様々な相談を通して自身がDVを受けていることを初めて認識する場合があります。

DV被害者が一人で悩まず、早期の段階で安心して支援や助言を受けることができるよう、これまでも相談窓口及び各種制度の周知、相談環境の整備を行ってまいりました。しかし、市民意識調査によると「DV相談窓口を知らない」と回答した人が多くいることから、周知方法の見直しやSNSを活用するなど、新たな取り組みが求められています。

また、医療機関従事者、福祉関係職員、学校関係者など業務を通じてDVを発見しやすい立場にある関係機関、団体等の協力のもと、早期発見や情報提供により、DV被害者と相談機関がつけられるよう、日頃から庁内外での連携の強化に取り組む必要があります。

特にDVと児童虐待は、同一家庭内で同時に発生している事例が多く、密接に関連していることから、DV対応と虐待対応の関係部署・機関の更なる連携強化を図ることが必要とされています。

さらに、被害者一人ひとりの状況に配慮した相談となるよう、相談者の状況に応じて相談手段が選択できることや相談業務を担当する職員の資質向上を図るなど、相談体制の更なる強化が求められています。

施策 1 相談窓口の周知

事業	事業内容	担当課
①相談窓口や各種制度の情報提供	◆市で実施している法律相談や育児相談など各種相談窓口の情報提供を行い、相談者のニーズに合った相談先を紹介します。	人権・男女共同参画課 関係各課
②DV相談の周知	◆市の女性相談やDV相談について、身近な相談窓口として認知されるようホームページや広報、リーフレット等で周知します。 ◆国の相談「DV相談ナビ」、県の配偶者暴力相談支援センターの相談などの様々なDV相談窓口について、ホームページや広報、リーフレット等で周知します。 ◆様々な状況におかれた被害者に情報が届くよう、SNSなどを活用した新たな周知を行います。	人権・男女共同参画課

施策2 DVの早期発見

事業	事業内容	担当課
①相談窓口等からの早期発見	◆生活困窮、育児相談等の様々な相談業務の中から、DV被害や虐待の可能性に気づき、適切な相談機関につなげることができるよう、情報共有や連携を図ります。	人権・男女共同 参画 関係各課
②児童虐待担当との連携	◆児童虐待等の相談窓口と連携し、児童虐待からDV被害者の発見につながるよう情報共有や連携を行います。 ◆要保護児童地域対策協議会において要保護児童とその世帯に対し情報共有を図り、適切な支援につなげます。	人権・男女共同 参画課 子ども未来課 保育課 健康増進課 学校支援課
③地域との連携	◆自治会、民生委員・児童委員などが地域での活動の中で早期発見し、相談窓口の周知につなげられるよう、情報提供を行います。 ◆日頃の業務を通じて、DVや虐待を発見する機会がある医療機関や介護事業者と連携し、被害者の早期発見につなげます。	人権・男女共同 参画課 自治文化課 社会福祉課

施策3 DV相談体制の充実

事業	事業内容	担当課
①誰もが安心して相談できる環境づくり	◆DV被害者が安心して相談できるよう、対面、電話、オンラインなど、相談者のニーズに合わせた方法で実施します。 ◆秘密の保持を徹底し、相談者の安全を確保します。 ◆重複して困難な状況にある方、特に高齢者、障害者、外国人、セクシュアル・マイノリティ等のDV被害者の特性に応じて情報提供を行い、関係各課や関係機関と連携し、適切な対応を図ります。 ◆男性被害者に対し、県で実施している男性向けの相談事業の周知を図ります。 ◆配偶者暴力相談支援センターでの相談体制の情報収集を行い、配偶者暴力相談支援センターに準じた相談体制の充実を図ります。	人権・男女共同 参画課 障害福祉課 高齢介護課
②担当職員の資質向上	◆多様な相談に対応できるよう県等が主催する研修会に相談担当者を派遣し、職員等の対応力の向上に努めます。	人権・男女共同 参画課

基本目標3 被害者への支援の充実

【現状・課題】

被害者から相談を受けた時に、被害者やその家族の安全確保が最も重要です。

被害者の支援に当たっては、DV被害者の状況を把握し、被害者の意思や意向を尊重し、よりの確な支援を行う必要があります。

被害者が身体的暴力などで深刻な状況にある場合は、被害者や同伴する家族の状況を考慮した上で、関係各課や関係機関と連携を図り、安全に一時保護を受けられるよう支援してきました。

被害者は、暴力を受けた経験から、将来的な不安を抱え、精神的にも不安定になることがあります。社会から孤立せず、安心・安全に自立した生活を送るため、被害者に関する各種情報管理の徹底、生活費の確保や就労などの経済的基盤の確立、子どもの就学支援、精神的な支援など切れ目のない支援が必要となります。

また、様々な理由により現状に留まる被害者についても、継続的に支援することが求められています。

施策1 被害者の安全確保

事業	事業内容	担当課
①緊急時における被害者等の安全確保	◆DV被害者の一時保護施設への入所等に際して、被害者の状況に応じて必要な支援を行います。	人権・男女共同 参画課 高齢介護課 子ども未来課
②同行支援	◆必要に応じて警察と連携し、一時保護施設までの同行支援を行います。	人権・男女共同 参画課 高齢介護課 子ども未来課
③保護命令に関する助言	◆加害者から身体的暴力や命の危険や脅迫を受けたり、追及の恐れがある場合に利用できる保護命令制度に関する情報提供及び助言を行います。	人権・男女共同 参画課

施策2 被害者の個人情報の保護

事業	事業内容	担当課
①住民基本台帳事務に係る支援措置	◆住民基本台帳事務に係る支援措置について、被害者に情報提供し、申出があった場合は住民基本台帳の閲覧等の制限を実施するとともに、住民基本台帳データに基づき事務処理を行う関係各課においても情報管理を徹底します。	人権・男女共同 参画課 市民課 関係各課

②被害者情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ◆被害者の個人情報加害者に知られないよう情報管理を徹底します。 ◆国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者について、被害者の個人情報がオンライン資格確認システムによって加害者に知られないよう情報管理を徹底します。 	企画調整課 人権・男女共同 参画課 保険年金課 関係各課
-----------	---	--

施策3 被害者の自立支援

事業	事業概要	担当課
①自立に必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆被害者の自立支援全般に関する情報提供や助言を行うとともに、被害者の状況に応じた支援を行います。 ◆転居を伴う被害者に対し、転居元・転居先の市町村等で情報共有を行い、切れ目のない支援が実施できるよう努めます。 ◆就労支援や職業訓練等の情報提供を行います。 ◆生活保護等の各種福祉制度、各種支援制度に関する情報提供を行い、その活用による支援を行います。 ◆国民健康保険、後期高齢者医療制度、医療費助成、国民年金等の制度に関する情報提供を行い、その活用による支援を行います。 ◆一時保護を受けた被害者を、母子の保護・自立のための「母子生活支援施設」への入所支援を必要に応じて行います。 ◆保育所や放課後児童クラブへの優先入所や学校における就学の確保等、同伴児に対する適切な支援を行います。 ◆市営住宅等について、情報提供を行います。 	人権・男女共同 参画課 産業観光課 社会福祉課 障害福祉課 高齢介護課 保険年金課 子ども未来課 保育課 健康増進課 建築課 学校支援課 学務課
②心身の回復に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆県と共催でDV被害者とその子どもに対する心身のケアを実施します。 	人権・男女共同 参画課
③継続的な支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆一時保護を受けた被害者に対し、市の女性相談やDV相談などを通じ、安定した自立のために継続的に支援します。 ◆現状に留まる被害者に対し、孤立しないよう継続的に支援します。 	人権・男女共同 参画課 関係各課

基本目標4 子どもへの支援の充実

【現状・課題】

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があり、子どもが見ている前でDVが行われることは、面前DVという子どもへの心理的虐待にあたります。

また、DV被害者は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなることがあります。

DVは、子どもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊してしまい、子どもの心身や身体に様々な影響を与えていると言われています。

児童虐待を早期発見し、適切な支援を行うためには、DVと児童虐待は密接な関係にあり、これらが重複して発生している可能性があることを踏まえ、関係機関等を含めた相互の連携や情報共有が重要です。

学校、保育所などは、日常の業務を行う中で、虐待の被害者を発見しやすい立場にあることから、子どもへの見守りと心身のケアを継続的に行い、健やかな成長を支援していくことが必要とされています。

施策1 児童虐待の早期発見

事業	事業概要	担当課
①児童虐待担当との連携	◆DV被害者への支援を通じて児童虐待を発見した際は、速やかに児童虐待担当課や関係機関と連携し、適切に対応します。	人権・男女共同 参画課 子ども未来課 保育課 関係機関
②関係職員の資質向上	◆DVと児童虐待が密接な関係にあることを認識し、早期発見や適切な支援につなげられるよう、保育士や教職員に対し研修会への参加を促進し、関係職員の資質向上を図ります。	人権・男女共同 参画課 職員課 子ども未来課 保育課 学校支援課

施策2 子どもの見守り体制

事業	事業概要	担当課
①保育・就学等の支援	◆保育所や放課後児童クラブへの優先入所や学校における就学の確保等、同伴児に対する適切な支援を行います。（再掲）	保育課 学校支援課 学務課
②継続的な見守り	◆乳幼児健診、登園、登校等様々な場面で、子どもの成長・発達を確認し、状況把握と継続支援を行います。	人権・男女共同 参画課 子ども未来課 保育課

		健康増進課 学校支援課
③心身の回復に関する支援 《再掲》	◆県と共催で親子向け心理教育プログラム「びーらぶ」を実施し、DV被害者とその子どもに対する心身のケアを実施します。	人権・男女共同 参画課

基本目標5 関係機関との連携強化

【現状・課題】

被害者への適切な支援を行うため、安全の確保と自立に向けた各段階で関係機関と緊密な連携を図ることが大切です。

そのため庁内では、関係各課と情報共有を図り、より効果的な支援を継続的に行っていきます。

いざという時に迅速に被害者支援ができる体制を整えるためには、行政機関、警察、関係団体等とのネットワークの構築が必要になります。特に、身体的暴力においては、生命をも脅かす危険な状態になりえることから、被害者の安全を確保するために、警察との緊密な連携が大変重要です。

また、DVと児童虐待は密接に関連することから、児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会で、適切に対処していく必要があります。

施策1 庁内での連携強化

事業	事業概要	担当課
①市における体制の整備	◆関係各課によるDV対策連絡会議を開催するなど、DVについて情報共有し、連携の強化や支援の充実を図るために体制の整備を行います。	人権・男女共同 参画課 関係各課

施策2 関係機関との連携強化

事業	事業概要	担当課
①関係機関、関係団体との連携・協力	◆被害者に対する適切な支援を行うために、行政機関、警察、関係団体等とのネットワークの構築に努めます。	人権・男女共同 参画課 関係各課 関係機関

施策3 要保護児童対策地域協議会との連携

事業	事業概要	担当課
①要保護児童対策地域協議会との連携	◆要保護児童地域対策協議会で、要保護児童とその世帯の情報を共有し、適切な支援を行います。	人権・男女共同 参画課 子ども未来課 健康増進課 学校支援課